

● 気象警報および交通機関の運休に関する対応 ●

教務部

1. 気象警報および交通機関の運休が発生した場合、次の規定により対応する。
東京23区東部に、特別警報または大雨・洪水・暴風・大雪の警報がいずれか1つでも発表されている場合は、以下の通りとする。

※23区東部とは、江東・江戸川・墨田・葛飾・足立・荒川・台東

	確認時刻	警報発令中	解除の場合
①	● 当日午前 7 : 0 0 現在	自宅待機	平常授業 8 : 3 0 S H R
②	● 当日午前 9 : 0 0 現在	自宅学習	3時限より授業 1 0 : 3 0 S H R

2. 交通機関の運行状況に伴う授業の取り扱いについては、JR総武線・東武スカイツリーライン線・東武亀戸線のいずれか1つでも運行停止の場合は、1. に準ずるものとする。
3. 午前9時以降に継続して気象警報が発表されているまたは上記2. の交通機関が運休している場合は自宅学習とする。

